

事例 15 青森県田子町

～事前登録に基づく移動支援～

- 町の面積 : 244.6 km²
- 町の人口 : 5,554 人 (H27 年国勢調査)
- 選挙人名簿登録者数 : 5,249 人 (H28 参 (選挙時登録))
- 投票所数 : 12 箇所
- 期日前投票所数 : 2 箇所 (公共施設)
- 直近選挙の投票率 : 59.63% (H28 参) 54.76% (H27 県議) 72.46% (H27 町議)
50.61% (H27 知事) 73.72% (H27 町長)
73.71% (H27 町議補欠) 52.55% (H26 衆)
- 18、19 歳の投票率 : 18 歳 : 49.12%、19 歳 : 29.41% (H28 参)

取組に至る経緯

田子町では、平成 27 年 4 月から 12 月にかけて、統一地方選 (県議選・町議選)、知事選、町長選と連続して選挙が執行された。この期間中、体が不自由な方など、自力では投票所までの移動が困難な選挙人から、役場で移動の支援をしてもらえないかとの問い合わせが数件寄せられた。

一方、候補者やその周囲からも、投票所に行きたくても行けない選挙人 (支援者) を、候補者本人やその関係者が送迎すると問題があるかとの問い合わせが寄せられた。

これらの選挙人や候補者からの問い合わせに加え、町内には不在者投票の指定施設がないため、町内居住の選挙人は、郵便等投票を除いて期日前投票所か当日の投票所に来場する必要があった。

以上の経緯から、公平な立場である選挙管理委員会主導で行われる移動支援に対する潜在的な需要があると考え、直近にあたる今回の参議院選挙から移動支援を実施することとした。

取組内容

1. 取組概要

○実施日時 : 平成 28 年 6 月 23 日～7 月 9 日の期日前投票期間中 (投票日当日は除外)

○支援内容 : 自宅と期日前投票所間の送迎 (車イスも一緒に乗車できるタクシーで送迎)

○対象者 : 「長距離の自立歩行が難しく、補助の移動手段を持たない方」として、

事前に選挙管理委員会に登録された選挙人 ※選挙人のほか移動支援員が同乗

○対象地域 : 町内全域

2. 実施に向けた検討経緯等

①情報収集

移動支援の対象者は、問い合わせなどを踏まえ、体の不自由な方や高齢者などの真に投票所までの移動が困難な方など、福祉目的で利用する方だけの形とし、まずは他団体の取組に関する情報収集からはじめた。ただし、他の自治体で実施されている移動支援は、投票区の統廃合等により投票所までの距離が遠くなってしまった地域の有権者を対象としたものが多く、福祉目的での移動支援の情報は少なかったが、新宿区が行っていた障害福祉制度を活用した移動支援の取組を参考にすることとした。

②送迎方法等

移動支援は、どの程度の利用が見込めるかなど予想が困難なものであったため、まずは費用対効果の面から検討し、自宅と期日前投票所間の直接送迎を事務局で提案し、選挙管理委員会委員の了解を得るところから始めた。

次に、送迎手段は、移動が困難である選挙人からの問い合わせが3～4件程度であったことから、潜在的な需要も含めると15～20人の利用があると想定し、この場合、1日単価となるバスの利用では利用されない時間が多く、費用対効果が得られないと考え、タクシーの利用とした。

この点、福祉・教育目的の事業に対し、町がバスを運行するという事業（運転技能員として臨時職員を任用）の活用も検討したが、運転手の慢性的な人員不足や、時刻表を設定した運行であると一般の方が地元コミュニティバスの時刻表と混乱してしまう懸念があることから、選挙人の要望を受けた上でタクシーの派遣を行う今回の送迎方法に決定した。

また、町内2箇所の期日前投票所は、いずれも大半の選挙人が片道20分以内の距離の範疇にあることから、回送にかかる時間が短く、タクシー送迎に係る費用も抑えられると考えた。

③移動支援の流れ

移動支援の実施にあたっては、私用による濫用を防ぎ、有事の際の責任の所在を明らかにするため、選挙人が直接タクシー会社に連絡するのではなく、選挙管理委員会が選挙人からの要望受付（締め切りは公示日）を取りまとめる形とした。具体的な流れは以下の図のとおりである。

①事前に要望のあった選挙人を移動支援対象者リストに登録・更新する。
（登録は通年受付）※申請書様式は参考資料を参照。

②選挙執行のたびに支援対象者（＝登録者）に、今回の選挙で移動支援を希望するか連絡する。

③上記の際に、希望者には期日前投票期間の何れの期日・期日前投票所を希望するか聞き取る。また、前回から（心身状況等に）変化がないか確認する。

④希望に合わせて、タクシー派遣の運行表を作成し、タクシーを予約する。
乗降や移動の際の移動支援員を雇用する。
※移動支援員：介護資格を持った移動困難者の付添人

⑤移動支援 当日

⑥タクシーの請求書・介護員の賃金を支払う。

3. 周知

移動支援の実施要望について、投票日の約1か月前から町内広報で周知を行うとともに、このほか、月2回の行政連絡物、町内ケーブルテレビやチラシを活用した周知を行った。

4. 実施経費

【予算額】

約10万円を計上（1週間の稼働を想定）

（内訳） 移動経費：7万円（1時間単価5千円として約1週間）

人件費：3万5千円（移動支援員として介護員資格者の雇用）

【実績】

総額12千円（移動支援員賃金（半日雇用）：3,400円、タクシー車両派遣：7,650円）

取組の実績・効果

- ・市全体の投票率：59.63%（H25参の47.73%に比べ11.9ポイント上昇）
- ・移動支援の利用者：4名（一般から1名、老健から3名）

移動支援の利用者は想定よりも少なかったが、一方で、テレビ取材や他市町村からの問い合わせなど、社会的な注目は大きく、選挙の広報活動につながったと考えている。

今後、このような福祉目的の移動支援は、高齢化に伴い、選挙人の身体状況や投票環境の多様化が進むことを考慮すると、注目度や需要が高まってくると考えている。

また、タクシー利用希望者を選挙管理委員会が取りまとめてタクシーを派遣するという形を取ったため、事務員を1人配置すれば主な作業は執り行えること、日程を定めての常時派遣ではないため、需要に応じた分だけの経費で行うことができ効率的に実施できたものと考えている。

考慮した点

【対象の範囲】

より多くの選挙人に利用してもらうため、移動対象者の範囲には留意した。例えば、年齢や要介護度等の条件で限定してしまうと気軽に利用してもらえないため、周知文書には対象者を「長距離の自立歩行が難しく、補助の移動手段を持たない選挙人」として記載し、若年層のけが人等も含む移動困難者にも気軽に利用してもらえるようにした。

【選挙人の安全性】

選挙管理委員会は総務課兼任の職員であり、要介護度認定を受ける選挙人の身体状況について知見が浅いため、要介護度認定を受けている方の利用に当たっては、老健施設や福祉部局の職員から意見を集め、以下の3段階に分けて利用者の対応を行うこととした。

例えば、タクシーの調達にあたっては、要支援レベルが「低」、「中」であれば町内のタクシー、「高」は隣町の福祉専用タクシーを調達するなどの工夫を行った。

要支援・低	移動困難者だが、付添や介護員が居れば、タクシーから期日前投票所まで自力で歩ける（戸口から投票所は10m程度）。
要支援・中	移動困難者だが、自宅から車の乗降には問題ない。長時間の歩行は難しいので投票所内は、車いすを使用する（期日前投票所備え付けの車いす）。

要支援・高	自宅から車いすを使用する。乗降が発生しないよう、送迎には隣町の介護タクシー（車いすのまま乗車可能）を利用する。 ※選挙人によっては、更に期日前投票の宣誓（身分証明）、自筆による記載、意思の確認が難しい場合も考えられる。
-------	--

今後の課題

【周知方法】

移動支援の取組を、必要な方に広く知ってもらい利用していただくことが肝要だが、私用による濫用を防ぐため、チラシ等に支援の対象外となる事項を詳細に記載したため、その内容が煩雑となった印象がある。移動支援の対象者は高齢者等が中心となることを考えると、今後もっと内容をシンプルで見やすいものにすべきと考えている。

【本人の意思確認】

本人の意思による投票であったかどうかの確認が非常に難しい。町営の老健施設を利用する方の投票について、今回の移動支援により協力したが、①期日前投票宣誓書の記入並びに身分証明、②投票の意思の確認方法（紙片等を持参させる方法など）など、本人とのやりとりが口頭又は筆記のいずれの場合も難しく、老健職員とのやりとりに終始しかねない場面があった。家族等が同伴した場合も、家族等の同伴者とは隔離した場所での職員による本人確認が必要であるが意思確認が難しかった。

【移動支援員との意思の疎通】

今回の移動支援の実施を通じて、選挙人の心身状況の態様が様々であることを改めて感じたところであり、このため、例えば、以下のようなことを事前に利用者に確認し、確実に移動支援員に情報提供しておくことが、スムーズな移動支援の実施にもつながるものと考えている。

- ①利用者があらかじめ約束した時刻を覚えていられるか
- ②覚えていない場合は、利用者の日常の生活状態を把握している家族やケアマネジャー等はいるか
- ③いる場合、連絡先は控えているか
- ④着替えや出発の準備を時間通りに行えるか

今後の展開

今後、国政選挙のみならず、県政選挙や町政選挙の際にも実施予定である。今回は期日前投票期間が18日間（公示日の繰上）であったため、公示日以降の移動支援の日程作成にも余裕があった。しかし、町政選挙は期日前投票期間が4日間となり、この間に多くの希望者が集中すると考えられるため、対象が高齢者中心であることにも配慮し、分かりやすいチラシ等による周知や、自治会の総会等での口頭による周知などのより綿密な周知を行うとともに、登録者への移動支援希望の有無や、希望日の確認、タクシーの手配に早めに取り組み、支援対象者・タクシー事業者・移動支援員との調整を速やかに行う必要がある。